

決 定 要 旨

被 審 人 (住所) 神奈川県
(氏名) A

上記被審人に対する平成27年度(判)第6号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法(以下「法」という。)第185条の6の規定により審判長審判官高橋良徳、審判官城處琢也、同君島直之から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金4688万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成27年10月1日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第14号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成27年7月30日

金融庁長官 森 信 親

(別紙1)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第14号に該当

被審人は、東京都中央区日本橋兜町2番1号の株式会社東京証券取引所において、別表記載のとおり、

- (1) 東京証券取引所JASDAQ市場に上場されている株式会社栄電子の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成26年1月9日午前10時35分頃から同日午前10時55分頃までの間、B証券株式会社を介し、自己名義を用いて、連続して直前の約定値より高指値の買い注文を発注して株価を引き上げるなどの方法により、自己の計算において、同株式合計10万2000株を買い付け、
- (2) 東京証券取引所JASDAQ市場に上場されている株式会社ベクターの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成26年12月12日午前9時30分頃から同月17日午後2時14分頃までの間、4取引日にわたり、B証券株式会社、C証券株式会社、D証券株式会社、E証券株式会社及びF証券株式会社を介し、自己、同族会社G及び親族H名義を用いて、連続して直前の約定値より高指値の買い注文を発注して株価を引き上げるなどの方法により、自己、同族会社G及び親族Hの計算において、同株式合計8万1600株を買い付ける一方、同株式合計1万3900株を売り付け、

もって、前記各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、前記各市場における前記各株式の相場を変動させるべき一連の売買をしたものである。

(別表)

銘柄：栄電子

(単位：株)

| 取引年月日 | 口座名義 | 証券会社 | 売付株数 | 買付株数 |
|-----------|------|------|------|---------|
| 平成26年1月9日 | A | B証券 | 0 | 102,000 |

銘柄：ベクター

(単位：株)

| 取引年月日 | 口座名義 | 証券会社 | 売付株数 | 買付株数 |
|-------------|-------|------|--------|--------|
| 平成26年12月12日 | A | D証券 | 0 | 2,500 |
| | | E証券 | 0 | 12,400 |
| | | F証券 | 0 | 5,200 |
| | 同族会社G | C証券 | 0 | 0 |
| | | E証券 | 0 | 0 |
| | | B証券 | 0 | 0 |
| 親族H | B証券 | 0 | 500 | |
| 平成26年12月15日 | A | D証券 | 0 | 0 |
| | | E証券 | 1,000 | 13,000 |
| | | F証券 | 0 | 8,300 |
| | 同族会社G | C証券 | 500 | 1,500 |
| | | E証券 | 1,800 | 8,900 |
| | | B証券 | 0 | 6,700 |
| | 親族H | B証券 | 0 | 5,600 |
| 平成26年12月16日 | A | D証券 | 0 | 0 |
| | | E証券 | 0 | 0 |
| | | F証券 | 0 | 0 |
| | 同族会社G | C証券 | 0 | 0 |
| | | E証券 | 300 | 0 |
| | | B証券 | 1,200 | 0 |
| 親族H | B証券 | 0 | 0 | |
| 平成26年12月17日 | A | D証券 | 0 | 0 |
| | | E証券 | 0 | 0 |
| | | F証券 | 1,300 | 14,100 |
| | 同族会社G | C証券 | 0 | 0 |
| | | E証券 | 7,800 | 2,900 |
| | | B証券 | 0 | 0 |
| | 親族H | B証券 | 0 | 0 |
| 合計 | | | 13,900 | 81,600 |

(別紙2)

2 法令の適用

法第174条の2第1項、第6項第1号、第2号、第8項、第159条第2項第1号、金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第1条の17第1項第4号、第2項第1号、法第176条第2項

3 課徴金の計算の基礎

法第174条の2第1項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、

① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

及び

② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等又は買付け等の数量が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等又は売付け等の数量を超える場合、当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額から当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての法第130条に規定する最低の価格のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額を控除した額、又は当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額から当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

の合計額として算定。

別紙1の別表の各違反行為に係る課徴金の額の算定方法は別紙3のとおりであり、それぞれの行為ごとに算定された課徴金の額を合計すると46,880,000円となる。

(別紙3)

別紙1の別表に掲げる事実につき

株式会社栄電子株式の取引について

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、0株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量102,000株に、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(178円)で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量50,000株を加えた152,000株である

ことから、

① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(0株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

0円

及び

② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量(152,000株)が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量(0株)を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格(462円)に当該超える数量152,000株(152,000株-0株)を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

(462円×152,000株)

- (178円×51,000株+180円×1,000株+182円×6,000株
+185円×1,000株+186円×1,000株+190円×1,000株
+192円×25,000株+195円×1,000株+197円×5,000株
+198円×8,000株+199円×52,000株)

= 41,401,000円

の合計額41,401,000円となる。

(2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て。

株式会社ベクター株式の取引について

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、13,900株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量 81,600株に、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（571円）で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 2,300株を加えた83,900株である

ことから、

① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（13,900株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(625円×200株+626円×600株+627円×100株+647円×1,500株
+648円×100株+650円×400株+652円×300株+653円×100株
+654円×100株+657円×200株+658円×200株+659円×500株
+660円×400株+662円×700株+663円×100株+664円×100株
+665円×100株+666円×800株+677円×700株+678円×1,000株
+683円×500株+688円×400株+715円×3,300株+719円×1,500株)
－ (571円×3,000株+573円×100株+574円×200株+575円×600株
+581円×100株+586円×100株+588円×100株+589円×200株
+592円×200株+593円×400株+594円×200株+595円×200株
+596円×300株+597円×300株+598円×200株+599円×200株
+600円×4,200株+603円×600株+604円×500株+605円×300株
+606円×1,000株+607円×900株)

=1,211,700円

及び

② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量（83,900株）が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量（13,900株）を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格（710円）に当該超える数量70,000株（83,900株－13,900株）を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

(710円×70,000株)

－ (600円×200株+603円×100株+604円×200株+605円×600株
+606円×500株+607円×1,900株+608円×4,700株+609円×800株
+623円×200株+625円×100株+631円×200株+632円×300株
+634円×100株+637円×200株+638円×200株+639円×1,300株)

+640 円×5,700 株+641 円×100 株+642 円×300 株+643 円×700 株
+644 円×3,200 株+645 円×5,200 株+646 円×1,200 株
+647 円×1,100 株+648 円×1,900 株+649 円×2,600 株
+650 円×5,800 株+651 円×2,500 株+654 円×1,800 株
+655 円×3,200 株+656 円×500 株+659 円×700 株+660 円×1,300 株
+661 円×100 株+662 円×200 株+663 円×500 株+664 円×100 株
+665 円×4,100 株+668 円×6,200 株+669 円×400 株+670 円×1,500 株
+671 円×2,700 株+672 円×100 株+674 円×500 株+675 円×100 株
+676 円×100 株+678 円×200 株+679 円×300 株+680 円×1,200 株
+681 円×300 株+682 円×300 株+683 円×100 株+685 円×300 株
+686 円×200 株+688 円×500 株+689 円×600 株)

=4,269,000 円

の合計額 5,480,700 円となる。

- (2) 法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て。